

官報

号外

昭和二十七年三月十四日

第十三回 参議院會議録第二十二号

昭和二十七年三月十四日(金曜日)午前
十時五十九分開議

議事日程 第二十一号

昭和二十七年三月十四日
午前十時開議

- 第一 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件
(経済安定本部顧問)
- 第二 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)
- 第三 千九百二十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年七月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條

約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めるの件(衆議院送付)
(委員長報告)

第四 貞珠養殖事業法案(衆議院提出)
(委員長報告)

第五 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第六 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第七 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第八 栗石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願
(委員長報告)

第九 宮古、久慈両駅間鉄道敷設促進に関する請願
(委員長報告)

第一〇 赤穂線鉄道敷設に関する請願
(委員長報告)

第一一 赤穂線鉄道全通に関する請願
(委員長報告)

第一二 長崎、諫早両駅間鉄道平担線敷設に関する請願
(委員長報告)

第一三 越後線全通に関する請願(二件)
(委員長報告)

第一四 日田線全通促進等に関する請願(四件)
(委員長報告)

第一五 富川、十勝清水両駅間鉄道敷設に関する請願
(委員長報告)

第一六 阿仁合線鉄道延長敷設に関する請願
(委員長報告)

第一七 白糠線復活に関する請願
(委員長報告)

第一八 日南線全通促進に関する請願(二件)
(委員長報告)

第一九 岡崎、多治見両駅間鉄道敷設促進に関する請願
(委員長報告)

第二〇 吉備線を福山駅に延長の請願
(委員長報告)

第二一 吉備線鉄道延長に関する請願
(委員長報告)

第二二 余市駅、余別村間鉄道敷設等に関する請願
(委員長報告)

第二三 常磐線電化促進に関する請願
(委員長報告)

第二四 姫路、幡生両駅間鉄道電化促進に関する請願(三件)
(委員長報告)

第二五 長崎、諫早両駅間鉄道電化に関する請願
(委員長報告)

第二六 長岡、新潟両駅間鉄道電化促進に関する請願
(委員長報告)

第二七 高崎、直江津両駅間鉄道電化促進に関する請願
(委員長報告)

第二八 栗石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する陳情
(委員長報告)

第二九 川之江、池田両駅間鉄道敷設促進に関する陳情
(委員長報告)

第三〇 大糸線全通促進に関する陳情
(委員長報告)

第三一 高山線鉄道電化等に関する陳情
(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
予算委員 石坂 豊二君
決算委員 加藤 武徳君

議院運営委員 油井賢太郎君
同 郡 祐一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
予算委員 石村 幸作君
決算委員 郡 祐一君

議院運営委員 境野 清雄君
同 加藤 武徳君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

同日議長は左の内閣送付案を内閣委員会に付託した。
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本専売公社法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託

農業改良助長法の一部を改正する法律案 農林委員会に付託

同日本院は、参議院議員小龍彬君が国際捕鯨委員会委員に就くことができることを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、外務省管理委員会委員長に木内信胤君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、国会は参議院議員小龍彬君が国際捕鯨委員会委員に就くことができることを議決したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は外務省管理委員会委員長に木内信胤君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日議院において採択することを議決した葉たばこ収納代金前渡しに関する請願外三十五件の請願および泉市に国民金融公庫支所設置の陳情外六件の陳

情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

去る十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 長島 銀藏君 同 佐多 忠隆君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 宮本 邦彦君 同 中田 吉雄君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

議院運営委員会 理事 加藤 武徳君(加藤武徳君の補欠) 同 境野 清雄君(境野清雄君の補欠)

予算委員会 理事 内村 清次君(佐多忠隆君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

労働委員会に付託

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 人事委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

屋外広告物法の一部を改正する法律案 建設委員会に付託

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、同院は同院法規委員会委員佐瀬昌三君辞任につきその補欠として金原舜二君を委員に選任した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は衆議院議員根本龍太郎君が経済安定本部顧問に就くことができることを議決した旨の通知書を受領した。

一昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林委員 清澤 俊英君 通商産業委員 小林 孝平君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林委員 小林 孝平君 通商産業委員 清澤 俊英君

同日議長は、左の内閣送付案を内閣委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案 内閣委員会に付託

同日衆議院から、同院は衆議院議員根本龍太郎君が経済安定本部顧問に就くことができることを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は衆議院議員根本龍太郎君が経済安定本部顧問に就くことができることを議決した旨の通知書を受領した。

ユネスコ活動に関する法律案 文部委員会に付託

輸出信用保険法の一部を改正する法律案 通商産業委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

日本放送協会昭和二十五年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書議決報告書

運輸委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

同日内閣から、左の報告書を受領した。

同日内閣を経由して地方財政委員会委員長野村秀雄君から、地方財政委員会設置法第十四條の規定による左の報告書を受領した。

同日内閣を経由して地方財政委員会委員長野村秀雄君から、地方財政委員会設置法第十四條の規定による左の報告書を受領した。

同日内閣を経由して地方財政委員会委員長野村秀雄君から、地方財政委員会設置法第十四條の規定による左の報告書を受領した。

民事法務長官 平賀 健太郎 総務室主幹

去る十一日内閣総理大臣から、民事法務長官總務室主幹平賀健太君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主税 北島 武雄君
局税関部長

一昨十二日内閣総理大臣から、大蔵省主税局税関部長北島武雄君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 松平 勇雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員 安井 謙君

同日内閣委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 山田 佐一君(山本米治君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする

繰入金に関する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

失業保険法の一部を改正する法律案
労働委員会に付託

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めの件
建設委員会に付託

同日委員長から左の報告書を出した。

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案可決報告書

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案可決報告書

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案審査報告書

国立国会図書館支部上野図書館組織規程の一部を改正する規程案審査報告書

告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国の利害に関する訴訟について
の法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国の利害に関する訴訟について
の法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

刑政長官 清原 邦一君

同日内閣総理大臣から、刑政長官清原邦一君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(經濟安定本部顧問)を議題といたします。

去る八日、内閣総理大臣から經濟安定本部顧問に衆議院議員根本龍太郎君

を任命することについて、本院の議決を求めて参りました。衆議院議員根本龍太郎君が經濟安定本部顧問に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は根本龍太郎君が經濟安定本部顧問に就くことができること決しました。

を任命することについて、本院の議決を求めて参りました。衆議院議員根本龍太郎君が經濟安定本部顧問に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は根本龍太郎君が經濟安定本部顧問に就くことができること決しました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)、(反対討論があるよと呼ぶ者あり) 日程第三、千九百二十二年二月二十三日にヘーグで、千九百二十五年九月及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附属書への加入について承認を求めの件(衆議院送付)、以上兩案を一括して議

題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。外務委員会理事徳川頼貞君。
〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十八日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案

昭和二十七年三月十四日 参議院會議録第二十二号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案外一件

(朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)

第一條 朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十六年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。

(将采在統すべき命令)

第二條 前條に規定する命令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

(特定財産管理令の廃止)

第三條 特定財産管理令(昭和二十一年勅令第二百八十六号)は、廃止する。

(特定財産管理令の廃止に伴う経過規定)

第四條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 賠償庁臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「及び稅務署及び」及び「稅務署長」を削る。

3 大藏省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「並びに特定財産管理令(昭和二十一年勅令第二百八十六号)の施行に関する事務」を削る。

第四十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

〔審査報告書は都台により第二十七号末尾に掲載〕

千九百二十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百二十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入

について承認を求めるの件
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十八日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

千九百二十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めるの件
千九百二十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六

年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔徳川頼貞君登壇、拍手〕

○徳川頼貞君 只今議題となりましたボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

政府の説明によりますと、ボツダム宣言の受諾に基いて発した賠償庁関係の命令のうち、昭和二十六年政令第四十号、即ち朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関するものと、昭和二十一年勅令第二百八十六号、特定財産管理令とは平和條約発効後の事態に適應するよう改廃する必要があるものであります。(一定足数があるかと呼ぶ者あり)即ち前者につきましては、朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理が今後約半年余を要し、当然條約発効後に互ると予

想されるので、該政令を引続き法律として効力を有するように措置する必要があり、(一定足数が揃つておる上でやることになつていたじやないか、こんな決定、効果なしと呼ぶ者あり)後者の特定財産管理令は、連合国最高司令官から戦犯容疑者として逮捕、拘禁又は抑留を命ぜられた者の財産管理を規定したものであります。平和條約に特定人の逮捕を要求する明文はなく、且つ連合国最高司令官の指令も同條約発効と同時にその効力が消滅しますので、本令は平和條約発効と共にこれを廃止せんとするものであります。なお以上の措置に伴い、附則として賠償庁臨時設置法と大藏省設置法の一部に所要の改正をいたしておりますのが、本案の内容であります。

本委員会は二月二十八日予備審査を行い、次いで三月六日採決の結果、政府原案の通り全会一致を以て可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

次に、議題となりました千九百二十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三

日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

先ず本案の内容を申し上げますと、職前阿片及び麻薬に関して、只今議題に挙げられました六個の條約が締結されておりますのであります。而してこれらの條約の履行について任務を負っていたのは国際連盟でありましたが、連盟が解消した結果、その任務を國際連合及び世界保健機關に引継がせることになり、所要の改正を施した議定書及び附屬書が一九四六年十二月十一日レーク・サッセで署名され、一九五一年六月末日現在この議定書の当事國は五十三カ國に達しておるのであります。我が國は昨年九月の平和條約の宣言中に、條約発効後一年以内にこの議定書に加入する意思を宣言いたしております。且つ前述の諸條約中、一

九三六年のジュネーヴ條約以外の五つの條約の加盟國でありますので、この議定書に加入することによつて再び法律上、事実上國際協力關係を回復することになるわけでありませぬ。本議定書は本文九カ條並びに五つの附屬書から成つておりますが、その内容等の詳細につきましては、お手許に配付の資料によつて御承知願いたいと存じます。

本委員会は二月二十八日予備審査を、次いで三月六日衆議院よりの送付を持つて本審査を行い、政府の意見を徴し、慎重審議の上採決の結果、本件は政府提案の通り承認を與へべきものと全会一致を以て議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔兼岩傳一君發言の許可を求む〕

○副議長(三木治朗君) 兼岩君。

○兼岩傳一君 私は先ほど決定されました議案の第一は無効であると考えます。その理由は、(一)「ノー」何を言うか」と呼ぶ者あり(本會議を開く直前に行われました小委員会において、社会党の中村委員から、定足数が揃つたところでベルを押して本會議を開くと

いうことが申合されましたにかかわりませぬ、七十名を欠けておつたことを私は教えたのであります。(一)「ノー」と呼ぶ者あり(それが第一。第二は、この日程第一に對して私は成規の手續を以て反對討論の通告をいたしておきましたにもかかわらず、これを黙殺して何らの反對討論を許すことなく議事を進行したことは明らかにこれは違法である。従つてこの二つ、定足数の足りなかつたこと、反對討論の手續を怠つたこと、この二つでこの日程第一の議決は不当なものである。何ら決定の効果なきものであるということの抗議を私は議長に對して申上げる次第であります。(討論省略はどうした」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 第一の御意見は、議長は定足数あるものと認めて開会いたしました。(然り)「その通り」と呼ぶ者あり(第二の点は、合派にお歸りになつて御相談の上、改めて通告するといふ話になつておつたのに、御通告がありませんので、御討論はないものと認めて進行いたしました次第であります。(その通り)「發言の許可の必要なし」議事進行「議長々々」進行進

行」と呼ぶ者あり(大体それでお話がおわかりになつたことと思ひます。その他のことについては御發言は許可いたしません。別に御發言もなければ、これより採決をいたします。先ずボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く賠償片關係諸命令の措置に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め

ます。よつて本案は可決せられます。

○副議長(三木治朗君) 次に、千九百三十二年一月二十三日にヘーグで、千九百三十五年二月十一日、千九百三十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めめるの件を問題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與へることに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

○副議長(三木治朗君) 日程第四、真珠養殖事業法案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求め

ます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

真珠養殖事業法案

第十二回国会において本院で継続審査をした右の本院議員提案を修正議決したからこれを送付する。

昭和二十七年三月四日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

真珠養殖事業法案

(目的)

第一條 この法律は、真珠貝及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれによる國民經濟

の発展とに寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「真珠養殖事業」とは、真珠貝若しくは真珠を養殖し、真珠を加工(金屬類を附加して製品とする場合を含む。)

「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいふ。

(施術数量目標の公表)

第三條 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を定め、公表するものとする。

(計画の提出)

第四條 農林大臣は、省令の定めるところにより、真珠養殖事業者に対し、毎年、その営む事業につき、その計画の提出を求めることができる。

(計画についての助言及び勧告並びに資金のあつ旋)

第五條 真珠養殖事業者は、前條に規定する計画を定めることのできる。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならぬ。

2 農林大臣は、第三條の規定により定めた目標を達成するため必要があるとき、真珠養殖事業者に対し、前條の規定により提出した計画の変更について勧告することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に応じて真珠養殖事業を営む者に対し、当該事業に要する資金をあつ旋するものとする。

(真珠貝の養殖事業者に対する助成)

第六條 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

一 真珠貝の種苗の生産又は真珠貝の稚貝若しくは成貝の育成
二 真珠貝の生産場所の底質の改良

(真珠貝の標準価格の公表)

第七條 農林大臣は、真珠貝の養殖を助長するため特に必要があると認めるときは、真珠貝の標準価格を定めて公表することができる。

(真珠の検査)

第八條 真珠(真珠製品に用いた真珠を含む)は、省令の定めるところにより、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を省令で定める様式により表示したものでなければ、輸出してはならない。

但し、標本用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合であつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 農林大臣は、前項の検査及び様式に関する事項につき、省令を定める場合には、あらかじめ当該事項につき通商産業大臣に協議しなければならない。

(聴聞会)

第九條 前條第一項の規定による検査の決定に關し不服のある関係業者その他の利害關係人は、検査の決定があつた日から三十日以内に、農林大臣に、聴聞会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、前條第一項の規定による検査の決定が不当であると認めるときは、真珠検査所に再検査をさせなければならない。

(検査手数料)

第十條 第八條第一項の規定による検査を受けようとする者は、真珠

一 毎につき三十円の範囲内において省令で定める額の検査手数料を国に納めなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十一條 農林大臣は、第五條第三項の規定による資金のあつ旋を受け、又は第六條の規定に基き助成を受けた真珠養殖事業者に対し、当該資金の使途又は助成の成果を確めるため、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

養殖事業審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

(審議会の組織等)
第十三條 審議会は、農林大臣が任命する委員七人をもつて組織する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各号に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(罰則)

第十四條 第八條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五條 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人の代表者又は人(人が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人とする。)がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八條から第十條まで、第十四條、第十六條中第十四條の違反行為に關する部分の規定の施行期日は、昭和二十七年六月三十日までの間に於いて、政令で定める。

(水産庁設置法の改正) 2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。 第七條の二中「水産講習所」を「水産講習所 真珠検査所 真珠研究所」に改める。 第七條の七を第七條の九とする。 第七條の六第一項中漁港審議会の部に次のように加える。

「水産講習所 真珠検査所 真珠研究所」

第七條の七を第七條の九とする。

第七條の六第一項中漁港審議会の部に次のように加える。

「水産講習所 真珠検査所 真珠研究所」

第七條の七を第七條の九とする。

第七條の六第一項中漁港審議会の部に次のように加える。

「水産講習所 真珠検査所 真珠研究所」

第七條の七を第七條の九とする。

第七條の六第一項中漁港審議会の部に次のように加える。

「水産講習所 真珠検査所 真珠研究所」

第七條の七を第七條の九とする。

第七條の六 真珠検査所は、真珠の検査を行う機関とする。

2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
東京	真珠検査所	東京	都
神戸	真珠検査所	神戸	市

3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第七條の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 真珠員に關する試験、研究及び調査

二 真珠員の優良な種苗の生産及び配布

三 真珠員の種苗の生産技術及び真珠員の養殖技術の普及

四 真珠の養殖の密度その他真珠に關する試験、研究及び調査

五 真珠に關する知識の普及

2 真珠研究所は、三重県に置く。

3 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今上程されました真珠養殖事業法案につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

本案は去る第十二回会において衆議院の水産委員十五名によつて提案されたものであります。爾來總統審査といひまして今日に至つたものであります。

先づ法案の要旨を簡単に申し上げます。御承知の通り真珠は我が國の輸出品といたしまして、極めて重要な地位を占めておるものであります。これが品質の向上と優良品の増産を図ることは國策的見地から極めて緊要であることは申すまでもありません。

〔副議長退席、議長着席〕

本案はこの目的を達するために提案されたものであります。主なる点を要約いたしますと、大体次の五点到する点となるのであります。

その第一は、真珠養殖業者に対し、農林大臣は毎年その事業計画の提出を求め、これらを総合勘案いたしまして、その年の生産目標を定めて公表することになつております。第二は、農林大臣は必要があるときと認めるときは養殖事業者に資金の斡旋をすることができ、

真珠の母貝の生産をする漁業協同組合又は同連合会に對しまして、政府は必要な助成をすることができ、ことになつております。第四は、真珠検査所を東京と神戸に設置いたしまして、真珠の輸出検査を行うことになつております。第五は、真珠研究所を設けて各種の試験研究をなし、又技術の普及及び発達を図ることになつております。

以上が法案の骨子であります。

ところがこの法案に對しましては、最初から地元業者の間に反對の意見があらはれて、委員会に對してしばしば陳情いたして参つたのであります。かような次第でありますので、委員会といたしては慎重に検討する必要があるとして、昨年の十二月二十日、四名の委員を三重県に派遣いたしまして、

親しく実情を調査し、又地元業者から意見を聴取いたしましたのであります。更に去る二月十五日に、委員会は青木三重県知事ほか六名の關係者を証人として喚問いたし、法案について賛否の証言を聞き、各委員との間に質疑応答を重ねたのであります。その結果委員会

きることになつております。第三は、

真珠の母貝の生産をする漁業協同組合又は同連合会に對しまして、政府は必要な助成をすることができ、ことになつております。第四は、真珠検査所を東京と神戸に設置いたしまして、真珠の輸出検査を行うことになつております。第五は、真珠研究所を設けて各種の試験研究をなし、又技術の普及及び発達を図ることになつております。

以上が法案の骨子であります。

ところがこの法案に對しましては、最初から地元業者の間に反對の意見があらはれて、委員会に對してしばしば陳情いたして参つたのであります。かような次第でありますので、委員会といたしては慎重に検討する必要があるとして、昨年の十二月二十日、四名の委員を三重県に派遣いたしまして、

親しく実情を調査し、又地元業者から意見を聴取いたしましたのであります。更に去る二月十五日に、委員会は青木三重県知事ほか六名の關係者を証人として喚問いたし、法案について賛否の証言を聞き、各委員との間に質疑応答を重ねたのであります。その結果委員会

昭和二十七年三月十四日 参議院會議録第二十二号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

といたしました。全文十六カ條のうち八カ條に亘る修正を決定いたしましたのであります。然るに提案者側としては、成るべく本案の審議の円滑を期するために、参議院水産委員会の意向を尊重して、衆議院側で修正可決して参議院に送付したいとの申出がございました。本委員会の意向通り衆議院において修正議決して参つたものであります。委員会におきましては熱心なる質疑応答を重ねましたが、詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。ただ本案の骨子となっております第五條の農林大臣が資金を斡旋するという條項については、特に各委員から政府当局に対し政府の意向を質したのであります。政府当局といたしましては、開発銀行等を通じ、相当額の融資を予算であるという言明があつたのであります。なお本法案の施行に要する予算は、真珠養殖業者から約一億円の寄附の申出がありまして、これを見合として二十六年度の補正予算として一億円の支出がすでに決定を見ておるのであります。

から、本法案は甚だ不徹底である。真珠は我が國の特産品であり、ダイヤモンドに並ぶ宝石である。優良品を増産すれば、現在の輸出高二十億圓を数倍に増加することも困難ではない。これがために最も必要なものは金融である。金融が円滑を欠くために粗悪品を輸出して市価を落しておる。又これと同時に生産過多に陥る場合も予想されるので、常に価格の安定を保つよう今後法の改正をする必要がある。又政府が資金の斡旋をなす場合においては、大企業者に片寄らず、公平に金融すべきであるという意味の希望を附して賛成せられたのであります。

かくて採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長を求めます。建設委員会理事小川久君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十一日

参議院議長 林 譲治
参議院議長佐藤尚武君

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

法律

(命令の廃止)

第一條 左に掲げる命令は、廃止する。

要求物資使用收用令(昭和二十年勅令第六百三十五号)

土地工作物使用令(昭和二十年勅令第六百三十六号)

(要求物資使用收用令の経過規定)

第二條 この法律施行の際現に要求物資使用收用令に基き使用されている連合國最高司令官の要求に係る物資(以下「要求物資」という)は、この法律施行の日後九十日間を限り、引き続き同令の規定により使用することができる。

2 この法律施行前に要求物資使用收用令に基き使用され、又は收用された要求物資及び前項の要求物資に係る損失補償については、この法律施行後も、なお従前の例による。

(土地工作物使用令の廃止に伴う経過規定)

第三條 この法律施行の際現に土地工作物使用令に基き使用されている

土地又は家屋その他の工作物(以下「工作物」という)は、この法律施行の日後九十日間を限り、引き続き同令の規定により使用することができる。

2 この法律施行前に土地工作物使用令に基き使用された土地又は工作物及び前項の土地又は工作物に係る損失補償については、この法律施行後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過規定)

第四條 この法律施行前にした要求物資使用收用令又は土地工作物使用令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、日本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

〔小川久君登壇、拍手〕

○小川久君 只今議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案について建設

委員会の審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法案は、要求物資使用取用令及び土地工作物使用令を廃止すると共に、所要の経過規定を定めたものであります。建設委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知を願いますが、当局の説明によりますと、今回廃止する二政令は、これまで実際には一度も発動したことはありません。従

いまして委員会における質疑も、主として本案に関連して将来駐留軍の需要に對して如何に措置するか、相当広大な農地の接収を要求されておる所があるが、法律的要件がななくしてよく接収することができるといふことなどでありました。これらの点について当局は、政府の方針としてはできる限り強制力を用いることを避け、合意によつて処置したい。今後行政協定に

基く予備作業班の作業の結果にも徴して必要な法律案を提出するかどうかも決定する。目下関係各省とも打合せ考案中である旨の答弁がありました。

かくて質疑を終了、討論に入りまし

昭和二十七年三月十四日 参議院會議録第二十二号 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案外一件

令が働くことができる。当局の説明によると、旧令は未だ一度も発動したことがないが、一方行政協定に関連して四千町歩の広大な農地の接収などが伝えられておる。かくのごとき接収に對して今後旧令の発動をすることがないよう希望して本案に賛成する旨の発言がありました。次いで採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第六、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案、日程第七、公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十一日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武君

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二 一ノ国民貯蓄組合ノ組

合員ハ他ノ国民貯蓄組合ノ組合員

トナルコトヲ得ズ

第四條中「三万円」を「十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に二以上の国民貯蓄組合の組合員である者については、これらの国民貯蓄組合がこの法律施行の際その者に対しあつた旋している貯蓄の全部が期限の定のないものであるときは、この法律施行の日後三月間、当該貯蓄の全部又は一部が期限の定めらるものであるときは、期限の最もおそい貯蓄の期限の経過した後三月間を限り改正後の国民貯蓄組合法第三條ノ二の規定を適用しない。

但し、当該貯蓄の元本を増加することとなる場合(一の国民貯蓄組合があつた旋する貯蓄のみの元本を増加することとなる場合を除く)は、この限りでない。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十一日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武君

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十一日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武君

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律

〔昭和二十六年法律第九十九号〕の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「毎事業年度の収入及び支出の」を「毎事業年度、その」に改め、同條第二項及び第三項を削り、同條第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第五項を同條第三項とする。

第四條第三項中「前條第四項各号」を「前條第二項各号」に改める。

第五條第二項中「公庫」を「第一項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改

め、同項を同條第四項とし、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改

め、同項を同條第四項とし、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改

め、同項を同條第四項とし、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改

昭和二十七年三月十四日 参議院會議録第二十二号 零石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願外二十三件

め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の予算総則においては、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一 固定資産の取得に要する金額の限度額

二 借入金金の借入の限度額

三 前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項

3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、支出は、借入金(国民金融公庫にあつては恩給債券を含む)の利子、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

第十條第一項中「第三條第四項第一号」を「第三條第二項第一号」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 第三條第三項、第四條及び第五條の規定は、前項の追加予算について適用する。この場合において、第四條第一項中「前條第一項」

とあるのは、第十條第一項と、同條第三項中「前條第二項各号に掲げる」とあるのは、第十條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

第十一條第一項中「第三條第四項第一号」を「第三條第二項第一号」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 第三條第三項及び第四條の規定は、前項の規定による予算の修正について適用する。この場合において、第四條第一項中「前條第一項」とあるのは「第十一條第一項」と、同條第三項中「前條第二項各号に掲げる」とあるのは「第十一條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

2 第三條第三項、第四條及び第五條の規定は、前項の規定による暫定予算について適用する。この場合において、第四條第一項中「前條第一項」とあるのは「第十二條

第一項」と、同條第三項中「前條第二項各号に掲げる」とあるのは「第十二條第一項に規定する」と読み替へるものとする。

第十九條第一項中「第五條第二項」を「第五條第四項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、公庫の昭和二十七年分の予算から適用する。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程せられました國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、資本の蓄積を図るために貯蓄しやすい環境を作り、小額貯蓄を奨励し、これを奨励したそうとするものでありまして、その内容は、第一に國民貯蓄組合の斡旋する貯蓄の利子に対する所得税の非課税の限度は現在元本三万円ですが、これを元本十万円まで引上げようとするものであります。第二は、右の措置との関連におき

まして、二つ以上の國民貯蓄組合に加入することを制限いたしますと共に、これに伴う所要の経過規定を設けようとするものであります。

本案審議の詳細なる経過は速記録によつて御承知願います。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

國民金融公庫及び住宅金融公庫の予算について、従来公庫が固定資産の取得に要する経費は、その収入支出予算に計上することとなつておりましたが、公庫の収入支出予算には、その業務上の損益に關する收支のみを計上することとが適當と思われまして、昭和二十七年予算からは、固定資産の取得費を収入支出予算に計上することをやめ、固定資産の取得に要する金額の限度額を予算総則に規定して国会の議決を受けることに改正しようとするもの

であります。なおこれに伴いまして、所要の規定についても整備を図らうとするものであります。

委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと思ひます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第八より第二十七までの請願及び日程第二十八より第三十一までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員会理事岡田信次君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

〔岡田信次君登壇、拍手〕

○岡田信次君 只今議題になりました日程第八より第三十一までの請願及び陳情につきまして、運輸委員会における審議の結果を御報告いたします。

日程中、第八より第二十二までの請願及び第二十八より第三十までの陳情は、いずれも鉄道敷設促進に関するものでありまして、第八より第十九までの請願及び第二十八より第三十までの陳情は、鉄道敷設法予定線又は建設線に該当するもの、或いは営業休止線の復活要求であり、そのうち建設線に該当するものは路盤工事もほぼ完了しているものであります。又第二十より第二十二までの三件は、敷設法予定線ではありませんが、いずれも産業の開発

上必要度の高い線であります。次に第二十三より第二十七までの請願及び第三十一の陳情は、いずれも鉄道電化促進に関するものであります。

委員会におきましては、審議の冒頭に当り、運輸大臣の鉄道新線建設並びに鉄道電化に関する所見を質しましたところ、大臣より、新線建設につきましては、昭和二十七年予算に二十億円計上し、且下国会において審議中であります。何分にも建設線については、今日なお未完成部分が相当多くあるが、建設費も巨額に上ることであるが、国家財政の見地から、資金面で早急に国民の期待に副うことは困難であるが、新線建設の有する国家的使命に鑑み、国力の許す最大限において十分努力したいという意向でありました。電化につきましては、我が国の石炭事情からも、又国有鉄道自体の経営面からも、相当の区間を電化する必要があると考えているが、何分巨額の経費を必要とする関係から、急速に進み得ないのは遺憾である。又目下ディーゼル・エレクトリック機関車の試作中

であるが、これの成功を見れば、比較的小額の経費を以て電化と同様の効果を収め得るので、両者を併せて考慮し、電化問題を積極的に処理したいということでありました。

続いて各件について政府当局と質疑を重ね、慎重に審議を加えました結果、鉄道敷設に関する請願及び陳情につきましては、地方の産業の開発、文化の向上、民生の安定並びに交通網の完成の見地より、又電化促進に関する請願、陳情につきましては、輸送力の増強、旅行の快適、特に石炭の節約等の点より、いずれも願意を妥当と認め、議院の会議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は至会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際お諮りいたします。棚橋小虎君から彈劾裁判所裁判員を、松永義雄君、宮城タマヨ君、鬼丸義齊君から同予備員をそれぞれ、辞任したい旨の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、この際、日程に追加して、彈劾裁判所裁判員及び同予備員の補欠選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め

めます。なお、予備員の選挙に当りましては、その職務を行う順序を定めることになつております。

○安井謙君 只今の彈劾裁判所裁判員及び同予備員の補欠選挙は成規の手續を省略いたしましたして、議長において指名することとし、なお予備員の職務を行う順序も議長に一任するの動議を提出いたします。
○菊川孝夫君 私は只今の安井謙君の動議に賛成いたします。
○議長(佐藤尚武君) 安井君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は彈劾裁判所裁判員に松永義雄君を、同予備員に中山福藏君、三橋八次郎君、小林亦治君を指名いたします。なお、予備員の職務を行う順序は、中山福藏君を第二順位、三橋八次郎君を第三順位、小林亦治君を第四順位といたします。

○議長(佐藤尚武君) 次に、日程に追加して、最高裁判所裁判官国民審査管

昭和二十七年三月十四日 参議院会議録第二十二号 彈劾裁判所裁判員及び同予備員辞任の件 議事日程追加の件 彈劾裁判所裁判員及び同予備員の補欠選挙並びにその職務を行う順序を定める件

昭和二十七年三月十四日 参議院會議録第二十二号
議事日程追加の件 最高裁判所裁判官国民審査管理委員の選挙 議事日程追加の件 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙 議事日程追加の件 鉄道建設審議会委員の選挙
二六〇

理委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。これより工藤鐵男君、相馬助治君の辞任に伴う最高裁判所裁判官国民審査管理委員の補欠選挙を行います。

○安井謙君 只今の最高裁判所裁判官国民審査管理委員の補欠選挙は成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○菊川孝夫君 私は只今の安井謙君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 安井君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は最高裁判所裁判官国民審査管理委員に松原一彦君、水橋藤作君を指名いたします。

○議長(佐藤尚武君) 去る一月二十六日、内閣総理大臣から、検査官適格審

査会委員小杉繁安君、同審武雄君及び同予備委員杉山昌作君、同高橋道男君より辞任方申出があつたので、その後任者を選出せられたい旨の申出がありました。つきましては、この際、日程に追加して、検査官適格審査会委員及び予備委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の検査官適格審査会委員及び同予備委員の補欠選挙は成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙は成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、検査官適格審

査会委員に池田宇右衛門君、宮城タマヨ君を、池田宇右衛門君の予備委員に高橋進太郎君、宮城タマヨ君の予備委員に一松定吉君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 去る六日、内閣総理大臣から、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員鈴木直人君より、同審議会委員辞任方申出があつたので、その後任者を指名せられたい旨の申出がございました。つきましては、この際日程に追加して、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙は成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の首都建設委員会委員の選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の鉄道建設審議会委員の選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○議長(佐藤尚武君) 安井君の動議に賛成いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員に田村文吉君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 去る一月二十六日、内閣総理大臣から首都建設委員会委員石原幹市郎君より委員辞任方申出があつたので、その後任者を指名せられたい旨の申出がございました。つきましては、この際日程に追加して、首都建設委員会委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の首都建設委員会委員の選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の鉄道建設審議会委員の選挙は、成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○菊川孝夫君 只今の安井謙君の動議に賛成いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 安井君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は首都建設委員会委員に黒川武雄君を指名いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 去る二月二十一日、内閣総理大臣から鉄道建設審議会委員中山善彦君より同審議会委員辞任方申出があつたので、その後任者を指名せられたい旨の申出がございました。つきましては、この際日程に追加して、鉄道建設審議会委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の鉄道建設審議会委員の選挙は成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の鉄道建設審議会委員の選挙は成規の手続を省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○菊川孝夫君 私は只今の安井君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 安井君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は鉄道建設審議会委員に中村正雄君を指名いたします。

○議長(佐藤尚武君) この際お諮りいたします。去る六日、本院において北海道地方の震災の被害状況調査のため十日間の日程を以て議員を派遣いたしました。現地の交通事情により、更に四日間その日程を延長したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて北海道地方の震災の被害状況調査のための議員派遣の日程は四日間延長することに決しました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて北海道地方の震災の被害状況調査のための議員派遣の日程は四日間延長することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 次にお諮りいたします。水産委員長から、底びき網漁業の小型機船の実情並びに漁港整備計

画の実施状況を実地調査するため、大阪府及び和歌山県に青山正一君、松浦清一君を本月中四日間、静岡県、神奈川県に秋山俊一郎君、木下辰雄君を本月中三日間の日程を以て派遣いたしました旨の要求書が提出されております。委員長要求の通り、これら四名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。議事の都合によりこれにて暫時休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時五十一分閉議

○議長(佐藤尚武君) 次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本院規則第八十四條により散会いたします。

午後一時五十二分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(経済安定本部顧問)

一、日程第二 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案

一、日程第三 千九百二十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年七月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めるの件

一、日程第四 真珠養殖事業法案
一、日程第五 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

一、日程第六 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

一、日程第七 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第八乃至第二十七の諸願
一、日程第二十八乃至第三十一の陳情

一、彈劾裁判所裁判員及び同予備員 辞任の件

一、彈劾裁判所裁判員及び同予備員の補欠選挙並びにその職務を行う順序を定める件

一、最高裁判所裁判官国民審査管理委員の選挙

一、檢察官適格審査会委員及び同予備委員の補欠選挙

一、積雪寒冷作地帯振興対策審議会委員の選挙

一、首都建設委員会委員の選挙

一、鉄道建設審議会委員の選挙

一、派遣議員日程変更の件
一、議員派遣の件

出席者は左の通り。

議員 副議長 三木 治朗君

藤森 貞治君 藤野 繁雄君

中山 福藏君 早川 慎一君

野田 俊作君 徳川 宗敬君

常岡 一郎君 伊達源一郎君

館 哲二君 竹下 豊次君

高橋 道男君 高橋龍太郎君

高木 正夫君 田村 文吉君

杉山 昌作君 新谷寅三郎君

鳥村 軍次君 西郷吉之助君

小林 政夫君 小宮山常吉君

楠見 義男君 木下 辰雄君

河井 彌八君 片柳 眞吉君

柏木 庫治君 加藤 正人君

加賀 操君 岡本 愛祐君

小野 哲君 梅原 威隆君

飯島連次郎君 伊藤 保平君

赤澤 興仁君 赤木 正雄君

山川 良一君 山本 勇造君

森 八三一君 青山 正一君

小堀 彬君 島津 忠彦君

上原 正吉君 岡田 信次君

玉柳 實君 中川 幸平君

九鬼紋十郎君 大矢半次郎君

郡 祐一君	松平 勇雄君
楠瀬 常猪君	加藤 武徳君
山本 米治君	山縣 勝見君
石川 榮一君	西山 亀七君
一松 政二君	深水 六郎君
仁田 竹一君	草葉 隆圓君
徳川 頼貞君	大島 定吉君
黒田 英雄君	小林 英三君
中川 以良君	川村 松助君
寺尾 豊君	宮城タマヨ君
溝口 三郎君	前田 穰君
重宗 雄三君	大野木秀次郎君
入交 太蔵君	宮田 重文君
宮本 邦彦君	杉原 荒太君
松本 昇君	秋山俊一郎君
鈴木 直人君	石村 幸作君
長谷山行蔵君	高橋進太郎君
堀 未治君	鈴木 恭一君
愛知 揆一君	安井 謙君
平林 太一君	長島 銀藏君
平沼彌太郎君	菊田 七平君
小川 久義君	溝淵 春次君
園 伊能君	滝井治三郎君
池田宇右衛門君	前之園喜一郎君
駒井 藤平君	北村 一男君

中山 壽彦君	白波彌米吉君
岩沢 忠恭君	西田 隆男君
泉山 三六君	黒川 武雄君
横尾 龍君	石坂 豊一君
大隈 信幸君	谷口弥三郎君
稻垣平太郎君	門田 定蔵君
鈴木 安孝君	梅津 錦一君
内村 清次君	佐多 忠隆君
羽生 三七君	紅露 みつ君
石川 清一君	高田なほ子君
森崎 隆君	和田 博雄君
深川榮左エ門君	菊川 孝夫君
堀木 鎌三君	阿村文四郎君
木下 源吾君	金子 洋文君
須藤 五郎君	兼岩 傳一君
千葉 信君	上條 愛一君
東 隆君	松原 一彦君
田中 一君	加藤シヅエ君
山田 節男君	齋 武雄君
矢嶋 三義君	村尾 重雄君
永井純一郎君	吉川末次郎君
カニエ邦彦君	島 清君
小林 亦治君	相馬 助治君
中村 正雄君	棚橋 小虎君
原 虎一君	松浦 清一君

國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君
 國務大臣 岡崎 勝男君
 國務大臣 周東 英雄君
 國務大臣 山崎 猛君

政府委員

特別調達庁 長岡 伊八君
 管理部長
 賠償政務次官 入交 太蔵君
 農林政務次官 野原 正勝君

〔第十七号参照〕

審査報告書
 国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年二月二十六日

大蔵委員長 平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

溝淵 春次 岡崎 眞一
 黒田 英雄 伊藤 保平

大野 幸一 下條 恭兵
 油井賢太郎 大矢半次郎
 森 八三一 菊田 七平
 田村 文吉 小林 政夫
 小宮山常吉 木内 四郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国民金融公庫に対する国民大衆の旺盛なる資金需要に鑑み、その資本金を三十億円増額し百億円にしようとするもので適當な措置と認める。

二、事件の利害得失

国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行により昭和二十七年一般会計予算に、出資金として三十億円が計上されている。

審査報告書

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年二月二十六日

大蔵委員長 平沼彌太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森 八三一 菊田 七平
 田村 文吉 小林 政夫
 小宮山常吉 木内 四郎
 大矢半次郎 溝淵 春次
 岡崎 眞一 伊藤 保平
 黒田 英雄 大野 幸一
 下條 恭兵 油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、開拓者資金融通特別会計において、貸付金の財源に充てるため、昭和二十七年において一般会計から繰入金をしようとするもので止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

農地開拓者に対する開拓上必要な資金の貸付を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行により昭和二十七年において一般会計から開拓者資金融通特別会計へ十五億三千百二十一万円を繰入れることとなる。

昭和二十七年三月十四日 参議院會議録第二十二号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部

十円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四三二五
振替東京一九〇〇〇〇
印刷 官報社